## 平成22年11月 戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型) 事務処理マニュアルに関する主な改訂項目(企業等)

頁			区分	<u> </u>		標題	主な変更点
5	Ш	1				委託研究費の執行にあたって	・ 公的研究費の管理・監査ガイドラインに基づき、合目的性・適正性に配慮しつつ、研究機関の責任において研究費管理を実施して頂くことを明記
							・ 研究機関の規定及び科学研究費補助金の取り扱いに準拠することで差し支 えない旨を明記
6		3	2)			各予算費目の執行に係る指針	・ 経費執行の全般にわたって、研究機関の規程に沿って適切に判断頂くことと する旨を追記
							・ 研究機関の規定及び科学研究費補助金の取り扱いに準拠することを明記
							・ 事業特有のルールが設けられている点については、そのルールに従う必要があることを明記
7				2	iv	旅費支出に際しての留意事項	・ 学生旅費の取り扱いについては、JSTが個別判断を行うとしてきた点を改め、教育目的は不可とするものの、研究機関の判断に委ねる旨に修正
				3	iii)	雇用に関しての留意事項	・支出不可の具体例として、委託契約締結前の人件費を明記
				4	[1]	会議費について	・飲食費について、金額・参加者の妥当性を研究機関が適切に判断頂くことと する旨を追記
					[4]	研究実施場所借上経費について	<ul> <li>従前、間接経費からの支出を原則とし、直接経費から支出する場合には一定の要件を満たす必要があるとしていたものを、研究遂行上の必要性等により機関の判断で直接経費からの支出が可として取り扱いを修正</li> <li>研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、算出根拠を提出する必要がある旨を追記</li> </ul>
					[6]	光熱水料について	・ 専用メーターによらず光熱水料の計上を行う場合には、算出根拠を提出する 必要がある旨を追記
10			4)	3		直接経費の収支管理	・ 収支簿の提出の省略が認められる場合があるものとして取り扱いを修正。但 し、収支簿提出を省略する場合も、研究機関において収支簿の作成及び保 管義務があることを合わせて明記。
11				7		100%子会社等又は自社から調達を行う場合の利益排除について	<ul><li>競争原理を原則とすること等の共通的記載を冒頭へ移動</li><li>見積り合わせにより安価である場合には、100%子会社等からの調達にあたって利益排除が不要であることを明記</li><li>利益排除を行っている場合は、算出根拠を提出する必要がある旨を追記</li></ul>
					i)	100%子会社等から物品又は役務の 調達を行う場合	・ 物品調達と役務調達については基本的な考え方に相違ないことから、従前、 区分していた項立てを一本化して整理
16		4	4)			(間接経費の)留意事項	・ 返還を行う間接経費の計算方法を記載例に沿って記述
20		8	1)	1		収支簿	・ 科研費同様の条件でJST課題の内部を監査行う場合には収支簿の提出の 省略が認められるとして取り扱いを修正。但し、収支簿提出を省略する場合 も、研究機関において収支簿の作成及び保管義務があることを合わせて明 記。

頁		区分	<del>}</del>	標題	主な変更点
		3)	4	省略記載の特例	・ 収支簿の提出の省略が認められる場合には、収支簿の記載省略を機関の 裁量により可能とすることとして取り扱いを修正。
22	9	2)	6	研究実施期間終了後の物品等の取 扱について	・研究実施期間終了後の物品の取り扱いについて、現在、貸付と買い取りが 並列的に記載されている点について、原則として、償却完了までは貸付、償 却後に買い取りとしている実運用を踏まえ、運用に即した表記に修正。
24	11	4)		研究費の不正な使用等に関する措置	・ 研究費の不正使用等を行った場合、本事業の研究の一部又は全部の中止等の措置のあることを明記
		5)		研究活動の不正行為に対する措置	・他の競争的資金における不正使用等が後日判明する場合、処分決定日に 遡って処置できることを明記
25	12	? 1)		各種報告書等の提出	・ 収支簿の提出が省略可能となる場合のあることを記載(提出省略の場合であっても作成が必要である旨は注記)
					・ 従前提出を求めてきた「事前チェックリスト」の提出を、収支簿提出対象であるか否かを問わず全件提出省略するものとして取り扱いを修正。但し、報告書等の提出にあたっては、チェックリストによる内容の確認を必ず実施することを合わせて明記。
26		2)		委託研究費の返還について	・ 委託研究費の返還期限を4/1としている点について、可能な限り3月末まで の入金頂きたい旨を追記
27	13	3 1)		額の確定(委託研究費の精算)方法	・「額の確定」の文言を「精算」と並記して記載 ・額の確定(委託研究費の精算)の方法を具体に記載
		2)		書面調査と実地調査について	・ 科研費同様の条件でJST課題の内部を監査行う場合には収支簿の提出の 省略が認められ、実地調査も行わないこととして取り扱いを修正。但し、収支 簿提出を省略する場合も、研究機関において収支簿の作成及び保管義務が あることを合わせて明記。
		3)		支出計上が不適切と見なされる事例	・ 収支簿提出省略によりJSTが直接否認するのではなく、各機関の判断に委ねられるケースが増加することを踏まえ、「過去の否認事例」を「支出不適切な事例」として整理

様式番号	様式名	主な変更点
経理様式1	委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)	・ 様式右中にあった委託研究費記載欄について不要と考えられるため削除
経理様式2	収支簿	・ 様式右中にあった委託研究費記載欄について不要と考えられるため削除
経理様式14	事前チェックリスト	・ 従前、提出対象としていた本様式を提出省略として自己点検用とし、内容を 見直し